

ストック・オプション訴訟 の判決ポイント

— NAC21 編 —

実務特集

外資系企業の日本法人役員が受けたストック・オプションの権利行使時の所得課税について、課税庁が給与所得として課税する見解を示しているのに対し、納税者が一時所得として申告又は更正の請求をして、その適否を巡って争っている裁判が100件近く発生している。外資系企業の場合、親会社である外国法人の株式を日本法人の役員がストック・オプションにより取得するケースが多いのだが、その所得が雇用関係又は雇用関係に類似する関係で発生した労務の対価としての給与所得なのか、労務の対価性を伴わない一時所得なのか争点となっている。

ストック・オプション制度は、通常、権利付与された後、権利行使までの期限が定められており、期限内に権利行使をして外国法人の株式を時価よりも低い価額で取得する制度であり、このようなストック・オプションに対して現在は特例税制が用意されている。しかし、適用要件が厳しく、前述のような外国法人のストック・オプションには、適用されないケースが多い。

また、ストック・オプション制度が日本において馴染みが薄かったころは、税務署等の課税現場においての指導ミスや課税庁職員が執筆した書物での一時所得課税の見解等が掲載されたりするなど、課税方法についての正式見解の公表の遅れ等により、これだけ多くの裁判が発生することとなった。

日本の所得税は、その所得の種類ごとに課税方法を変えており、所得区分についても細かく規定している。その結果、新しい制度に基づく所得について、課税方法の見解で争いとなるケースが今後も出てくると思われる。

今回は、現在までの判決趣旨を分析しながら、ストック・オプションに対する課税の本質を検証してみることにする。

(NAC21 副会長・税理士 平川 茂)

※ NAC21 とは、21世紀に活躍する NEW ACCOUNTANT CLUB の略であります。税務、法務及びそれに関わる業務に卓越した専門家集団としての存在と実務における総合病院的な組織づくりを目指しております。

- ① ストック・オプションに対する課税について／平川 茂
- ② 一時所得（納税者勝利）とされた判決のポイント／渡辺光太郎
- ③ 給与所得（課税庁勝利）とされた判決のポイント／浅沼孝男

ストック・オプションに対する課税について

税理士 平川 茂

Q1

米国で発祥したインセンティブ報酬であるストック・オプション制度とは、どのような制度なのか。

A スtock・オプション制度は、会社の取締役や従業員等に対して「将来、一定の価額で一定の期間内に自社株を買う権利（オプション）」を与える制度である。ここでいう一定の価額とは、権利付与時に決められる価額であるため、その権利を行使して自社の株式に転換する時（権利行使時）には、市場で取引されている株価（時価）よりも低額な価額で取得できるケースが多いのが特徴である。特に、公開前に与えられた権利を公開後に行使した場合、公開前の低い株価で公開後の高額な株式を購入することができることになる。

Q2

ストック・オプションを受けた場合、いつの時点でどのような課税が発生するのか。

A スtock・オプションを受けた役員や社員に対する課税は、原則として権利行使をして株式を取得した時点で、取得した株式の時価と低額な取得価額との差額に対して、経済的利益を受けたものとして給与所得として所得税を課税するとしている。しかし、その給与所得での課税について、ストック・オプションによ

って役員や社員に与えられた経済的利益が、雇用関係又は雇用関係に類する関係に基づく労務の対価としての報酬的な性質を有しているのであれば、給与所得であるが、労務の対価的な性質を有しておらず、継続的な取引から得られたものではないということになれば、一時所得として課税されるべきであるという意見が生じる。そして、一時所得に該当すれば、2分の1課税となるため、給与所得で課税する場合より税額が少なくなる。

ストック・オプション制度における課税関係を整理すると次のようになる。

(1) 権利付与時の課税関係

ストック・オプションの権利を付与された時には、将来、株価が決められた権利行使価格以上に上昇した場合に権利を行使して、利益を享受できるという権利を取得しただけであり、その利益が確定しているわけでない。したがって、単なる将来の利益期待権にすぎないため、課税上、課税すべき経済的利益は生じない。

(2) 権利行使時の課税関係

ストック・オプションは、権利を行使することにより、利益期待権が株式に変換する。権利行使をすることによって現金収入が発生するわけではないが、株式という処分換金可能な資産を取得することで、権利行使価格が市場価格（時価）より低額であれば、その差額を勤務先より与えられた経済的利益として、給与所得と

みなして課税するとしている。

(3) 株式売却時の課税関係

ストック・オプションの権利行使によって取得した株式を売却した時には、権利行使時の株式時価と売却価格との差額が売却益とされ、株式譲渡益に対する課税を受けることになる。

(4) ストック・オプションに対する特例税制

ストック・オプションが企業成長に与える影響、すなわち高いインセンティブ効果による新規事業の創出・発展を税制面からも支援するという観点から、平成8年度の税制改正においていわゆる「ストック・オプション税制」(措法29の2、措令19の3)が創設され、平成10年及び平成14年の改正で適用範囲が緩和されている。

この特例が適用されるケースでは、ストック・オプションの権利行使時点で一定の要件を満たせば、権利行使の価額と時価との差額(経済的利益)が非課税とされ、株式売却時点では株式売却価格と権利行使価格の差額が株式譲渡所得として課税される。

譲渡所得の場合、平成16年以降の未上場株の譲渡は所得税15%、住民税5%の分離課税であるため、給与所得の総合課税で課税されるより、税率が低くなる可能性が高い。

Q3

ストック・オプションで争いが発生するポイントはどこにあるのか。

A まず、はじめに課税庁側の公的見解の変遷が問題となる。昭和59年以降、課税庁職員の執筆による書物等で、ストック・オプションによる所得は一時所得であるとの見解が示されていたため、税務署等の課税現場でも納税者に対してそのような指導がされていた時期があった。しかし、平成10年ごろから給与所得であるという見解に統一され、平成11年から一時所

得での申告に対して更正処分を行うようになったため、信義則に反すると納税者が主張する原因となった。

争いとなっているストック・オプションは、外国親会社から国内子会社の役員や従業員に付与されたものであり、前述の特例税制の適用が受けられないことと、実際に雇用関係がない親会社からのストック・オプションが給与所得に該当するののかという点が争点となっている。

Q4

現在までのストック・オプション訴訟の判決結果はどのようにになっているか。

A ストック・オプションに関する税務訴訟は、全国で100件近く提訴されており、最初の東京地裁(平成14年11月26日)の判決では一時所得を認めているが、その後、平成16年1月21日の横浜地裁で給与所得と認定され困側が勝訴してから、給与所得としての認定が続いている。いずれもそれぞれの裁判が上訴(控訴、上告)されており、結論は今後の判決の動向を見届ける必要がある。

判決日	裁判所	部門	判決結果	上訴関係
平成14年11月26日	東京地裁	(民事第3部)	一時所得	①
平成15年8月26日	東京地裁	(民事第2部)	一時所得	②
平成15年9月11日	東京地裁	(民事第2部)	一時所得	
平成16年1月21日	横浜地裁	(民事第1部)	給与所得	
平成16年1月30日	東京地裁	(民事第38部)	給与所得	
平成16年2月19日	東京高裁	(第8民事部)	給与所得	②の控訴
平成16年2月25日	東京高裁	(第12民事部)	給与所得	①の控訴
平成16年2月27日	東京地裁	(民事第38部)	給与所得	
平成16年3月16日	東京地裁	(民事第3部)	一時所得	

**実務
特集**

ストック・オプション訴訟の判決ポイント

一時所得（納税者勝利）とされた判決のポイント

税理士 渡辺 光太郎

Q1

一時所得とは。

A 一時所得とは、所得税法34条1項で、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得」と定めている。

よって、権利行使利益が一時所得に該当するかどうかは、給与所得その他8件の所得にまず該当しないかどうか（特に国税側が主張している給与所得に該当しないかどうか）、次に一時の所得で労務その他の役務の対価性がなく、資産の譲渡の対価性もないかどうかによって判定される。

Q2

海外の法人から国内の法人の従業員等に対して付与されるストック・オプションの課税を定めた法令はあるのか。

A 東京地裁平成16年3月16日の一時所得とされた判決（以下「今回判決」という。）では、ストック・オプションの課税のあり方について定めた法令は現在に至るまで存在しないとしている。取得価額との差額に対して、経済的租税特別措置法29条の2及び所得税法施行令84条1号ないし3号の規定がストック・オプションに関連してあるが、課税の特例を定めたも

の、あるいは税制適格ストック・オプションに関する定めであり、これらの規定により、ストック・オプション一般が給与所得であることが明らかにされたということはできないとしている。

よって、所得課税の本則を定めた所得税法の解釈によって、権利行使利益がどの所得区分に当てはまるかを判断することとなる。

Q3

給与所得とは。

A 給与所得とは、所得税法28条1項において、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。」とされている。給与の本質的意義について税法上定義規定は置かれていない。そこで、昭和56年4月24日の最高裁判決には「給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付」とあり、「とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的拘束を受け、継続ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない」とある。よって、今回の権利行使利益の所得区分の判定も上記給与所得に該当するかの検討となる。

Q4

ストック・オプションにおける権利行使利益の概念は。

A 権利行使利益とは、権利行使価格と権利行使時点の当該株式の市場価格との差額である。この権利行使利益とはどのような概念であるか、今回判決では以下のとおり考えられている。

①ストック・オプションに係る権利と、②ストック・オプションを行使することによって発生する権利行使利益とは、相互に関連性を有するが、異なる性質を有する独立した別個の利益と考えられる、としている。

① ストック・オプションそのものは、被付与者に対し将来の貢献に対する期待度等を考慮して付与することが決定されたものであり、これはまさに就労の対価であり、給与所得に当たるものと考えられる。

② 一方、権利行使利益は、権利行使価格と権利行使時点の当該株式の市場価格との差額であるので、就労の対価でなくオプション取引の実行という意味合いを持つものである。

よって、ストック・オプションそのものと、権利行使利益とを別個のものとする以上、前者を給与所得ということはできても、後者を給与所得ということはできないのであって、後者を給与所得とする見解は、結局、両者を混同する見解といわざるを得ず、そしてこのことは実定法によらず擬制に基づく課税をしようとするものでもある、と今回判決では結論付けている。

Q5

権利行使利益は給与所得に該当するのか。

A 権利行使利益が前記給与所得の定義に当てはまるかどうかであるが、結論からいうと、被付与者の就労の対価として付与されたものとはいえないとして今回判決では、給与所得には当てはまらないとしている。

それは、ストック・オプションの権利行使利益を得られるかどうか、また、得られるとしてその額がどの程度になるのかは、米国親会社の株価の推移という多分に偶然的な要素と、その権利を行使する被付与者の投資判断という、被付与者の就労の質及び量とはおよそ異なる要素によって定まるものであって、これを就労の対価とみることにはできない、としている。この権利行使利益は、被付与者が自らの判断に基づきコールオプションを行使して得た利益であり、就労とは何ら関連性のないものとし、給与所得に該当しない、としている。

Q6

一時所得となる理由は。

A 権利行使利益は、

- ① 前記のように給与所得に該当しない（給与所得以外の八つの所得にも該当しない。）
- ② 就労の対価ではないので、労務その他の役務の対価としての性質を有しない
- ③ 資産の譲渡の対価としての性質も有しない
- ④ さらに、権利行使利益は被付与者の投資判断に基づく偶然的、偶発的所得であって回帰的に発生するとは限らない

以上により、所得税法34条1項の一時所得に該当する。

Q7

この一時所得とした判決のポイントは。

A ストック・オプションは①権利付与、②権利行使、③株式売却という一連の流れの中で完結するが、それぞれがどの時点で課税され、その課税がどの所得区分になるかが問題となっている。国税側があくまで、権利付与時における課税を否定し、権利行使時に権利行使利益を給与所得として課税するのは、一般の給与概念からすると無理がある。そのためにも、今後法令上においてストック・オプション税制の整備を図る必要があると考える。

**実務
特集**

ストック・オプション訴訟の判決ポイント

給与所得（課税庁勝利）とされた判決のポイント

税理士 浅沼 孝男

Q1

給与所得とされた判決のポイントはどのようなものであるか。

A 今年になって課税当局の主張どおり

「給与所得」とする司法判断が続いているが、初めての高等裁判所における判断となった、平成16年2月19日の東京高等裁判所の判決を中心にそのポイントを挙げてみる。

所得税法28条1項において「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。」と規定していることから、俸給以下に列挙しているものだけでなく、それらと同様の性質を有するものについては、その名称にかかわらず給与所得として取り扱うものとしている。

また、最高裁昭和56年判決において、「給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものと解すべきである。」と示されている。

東京高裁の判決においては、上記を踏まえ、以下のような観点から権利行使利益を給与所得であると結論付けている。

1 権利行使利益の発生の有無、及び額の不確実性

(1) 権利行使利益は付与会社からの給付か

付与会社とその子会社の従業員、役員等（以下「従業員等」という。）との間で締結されるストック・オプション付与契約に着目すると、付与会社はその契約において、従業員等が将来権利行使を行った場合には、その時点での株価と権利行使価格との差額相当の経済的利益をその従業員等が享受することに合意していると解され、その合意に基づいて移転された経済的利益が、権利行使利益であるといえる。したがって、権利行使利益は、付与会社から受ける給付に当たるとしている。

(2) 権利行使利益は労務の対価としての給付か

① スtock・オプションが付与されるのは、従業員等に限定されており、付与契約において一定期間の勤務、権利行使期間、権利行使価格等の定めがある上、さらにStock・オプションの譲渡禁止、退職等による雇用契約消滅時には、権利自体が消滅したり、権利行使期間が制限されたりする。つまり、Stock・オプションを行使し、権利行使利益を得るためには、勤務先に対する労務の提供が不可欠であるといえる。

② Stock・オプションは、従業員等の精

力的な職務遂行とその継続を促し、会社の業績向上、ひいてはそれが株価の上昇に貢献すること、その株価の上昇が権利行使利益の発生・増加につながり、従業員等の精勤のさらなる動機付けとなる点に着目して付与される。つまり、この観点からも、労務の提供と不可分の関係にあるといえる。

③ 子会社の従業員等が子会社に対して提供する精勤についても、子会社の業績向上、ひいては外国親会社の株価の上昇に貢献することとなり、上記②と同様の効果が見込まれる。

2 労務との対価性について

ストック・オプションの権利行使利益の額と、ストック・オプションを付与された従業員等が勤務先に対して提供した労務の質・量との関係が間接的かつ希薄であり、両者の相関関係が見当たらないとしても、そのことのみをもって、給与所得に該当することを否定することはできない。なぜなら、実際にも、業績連動型の報酬はもちろん、それ以外の給与・賞与等であっても、その額が個々の従業員等の提供する労務の質ないし量に応じて決定されるものとは限らず、業績・経済状況などにより決定される場合もある。提供された労務と支給された経済的利益との間の相関関係は、経済的利益の労務に対する対価性を判断する上での一要素にすぎないものであり、不可欠の要素ではないからであるとの考え方を示している。

3 指揮命令者と支給者の乖離について

所得税法上給与所得に関して、指揮命令者と支給者とが一致する旨の規定が見当たらないこと、さらには、所得税法において各所得を区分するのは、各所得をその源泉又は性質に応じて

分類して所得金額の計算等を定めることによって、それぞれの担税力に応じた課税を図ろうとするものであるから、実質的に同一の所得に該当するものが付与した者が誰であるかによって、異なる所得に区分され、その結果、所得金額及び税額に大きな差異が生じることとなるのは、妥当ではないとの考えを示している。

4 現行の法令規定との整合性について

所得税法施行令84条は、商法上のストック・オプションについて、これを付与された場合の収入金額は権利行使利益によることとして、所得税の課税対象とすることとしている。

そして、租税特別措置法29条の2では、税制適格型ストック・オプションの権利行使利益については、「給与所得及び退職所得」の規定内において、課税の繰延べを規定しており、給与所得として課税されることを前提にして、その特例を定めたものと解するのが自然である。

外国親会社から国内の子会社の従業員等に付与されたストック・オプションについては、上記法令外ではあるが、性格的には同一のストック・オプションの権利行使利益でありながら、所得税法上の所得区分を決定する上において、両者の取扱いを区別すべき相当の事情は認められない。

5 まとめ

以上の理由により、初の高等裁判所判決では、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使による経済的利益は、給与所得に該当する旨の判断が下された。今後、100件にものぼるといふ同様のストック・オプションに係る訴訟にどのような影響を与えることになるのか非常に興味深いところである。